

川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について

選出区分	委 嘱 者		現 委 員 名	
	氏 名	現 職	氏 名	現 職
1号 (市内の小学校及び中学校の教職員の教職員)			さとうひろゆき 佐藤裕之	宮崎小学校校長
			ひしぬまあきら 菱沼彰	王禅寺中央中学校校長
2号 (市内の社会教育関係団体から推薦された者)			こやまあきら 小山新生	川崎市青少年育成連盟 日本ボーイスカウト川崎地区協議会副協議会長
			おがさわらしげはる 小笠原茂春	川崎市青少年育成連盟 川崎市子ども会連盟副連盟長 中原区子ども会連合会会長
			かわかみ 川上ひろみ	川崎市PTA連絡協議会副会長
3号 (市内在住の社会教育に関する経験を有する市民)			よしむたけん 吉無田健	市民委員
			はがひろし 芳賀寛	市民委員
4号 (学識経験者)			なかとみけんたろう 中臣謙太郎	NPO法人かわさき自然調査団理事
	さえきゆきひこ 佐伯幸比古	長野県諏訪富士見町役場産業課長	うえまつよしみつ 植松佳光	長野県諏訪郡富士見町総務課長
			ひらいやすあき 平井康章	創価大学教育学部准教授

関連法規（抜粋）

○教育委員会事務の委任等に関する規則

（区長等に補助執行させる事務）

第3条

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に補助執行させる。

- （1） 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- （2） 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- （3） 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- （4） 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
- （5） 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
- （6） 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。

○川崎市少年自然の家条例

(運営協議会)

第20条 少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

○川崎市少年自然の家運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第2条 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者